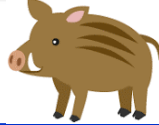


家畜衛生広報いいだ



長野県飯田家畜保健衛生所
飯伊家畜畜産物衛生指導協会
TEL: 0265-53-0439, 0440
FAX: 0265-53-0441
E-mail: iidakachiku@pref.nagano.lg.jp
http://www.pref.nagano.lg.jp/iidakachiku/

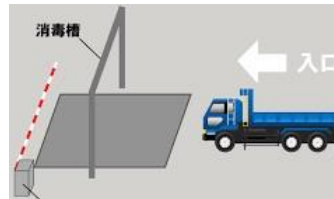
R2(2020).5.29 発行 2020_No.5

豚・いのししの飼養衛生管理基準が改正されました

改正後の飼養衛生管理基準は令和2年7月1日に施行されます。
主な改正項目は以下のとおりです。

関係者以外
立入禁止

- 1 家畜の所有者の責務
- 2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底(施行:R3. 4~)
- 3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置
- 4 衛生管理区域の考え方
- 5 放牧制限の準備措置
- 6 衛生区域内での愛玩動物の飼養禁止
- 7 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置(施行:R2. 7~)
- 8 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置(施行:R2. 7~)
- 9 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用での処理及び管理方法(施行:R3. 4~)
- 10 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置
- 11 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施
- 12 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施



農林水産大臣が指定する地域の追加措置

飼養衛生管理基準の規定7の「農林水産大臣が指定する地域」では、野生動物から家畜伝染病の病原体が伝播するリスクが高いことから、以下の事項について、措置が必要です。

- ★ 畜舎ごとに専用の長靴と衣服を着用する。
- ★ 大臣指定地域で収穫された農作物等を飼料に利用する場合家保へ助言を求め指導に従う。
- ★ 畜舎間の家畜の移動は、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入防止ができる畜舎間通路、洗浄・消毒済のケージ、リフトを使用する。
- ★ 放牧場、パドック等における舎外飼養を中止する。



異常の通報は飯田家畜保健衛生所へ！
電話 0265-53-0439

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

Working together to support one another